九　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項のうちそれぞれ次に定めるもの

［イ～ヘ　略］

ト　ふぐを原材料とするふぐ加工品　生食用であるかないかの別（冷凍食品のうち、切り身にしたふぐを凍結させたものに限る。）

チ　［略］

［十～十五　略］

（令第七条第一項の内閣府令で定める事項）

第五条　令第七条第一項本文に規定するアレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品（食品表示基準第三条第一項に規定する一般用加工食品をいう。次項において同じ。）及び容器包装に入れられた添加物（食品表示基準第二条第一項第五号に規定する業務用添加物を除く。次項において同じ。）にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

［一～十四　略］

十五　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

［イ・ト　略］

チ　切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）

［リ・ヌ　略］

ル　ふぐを原材料とするふぐ加工品

［ヲ～ソ　略］

［十六～十九　略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

九　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項のうちそれぞれ次に定めるもの

［イ～ヘ　同上］

ト　ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）　生食用であるかないかの別（冷凍食品のうち、切り身にしたふぐを凍結させたものに限る。）

チ　［同上］

［十～十五　同上］

（令第七条第一項の内閣府令で定める事項）

第五条　令第七条第一項本文に規定するアレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品（食品表示基準第三条第一項に規定する一般用加工食品をいう。次項において同じ。）及び容器包装に入れられた添加物（食品表示基準第二条第一項第五号に規定する業務用添加物を除く。次項において同じ。）にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

［一～十四　同上］

十五　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

［イ・ト　同上］

チ　切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）

［リ・ヌ　同上］

ル　ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）

［ヲ～ソ　同上］

［十六～十九　同上］

2　［同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年七月十六日）から施行する。

（食品表示基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この府令の施行の日から令和四年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の添加物の表示については、第一条の規定による改正後の食品表示基準（以下この条において「新食品表示基準」という。）第三条第一項（新食品表示基準第十条第一項及び第十五条において引用する場合を含む。）、別表第六及び別表第七の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

府令・省令

○内閣府令・農林水産省令第十一号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づき、食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年七月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　拓